

令和 7 年度地域医療関連啓発物資作成等業務 ＜プロポーザル実施要領＞

1 業務目的

県ではこれまで「かかりつけ医」や「人生会議」を含めた在宅医療等について、広く県民の理解を深めるため、講演会や著名人を招聘した啓発活動を行ってきたところ。昨年度は、さらに多くの県民に周知するため、各種団体が主催するイベントに医療啓発関連ブースを出展した。令和 7 年度においても、引き続き、在宅医療をはじめとする地域医療に関する啓発活動を展開するため、県民の目に留まる啓発グッズや県民が手に取りたくするような啓発物資の作成を行うことを目的とする。

2 事業内容

（１）委託業務名

令和 7 年度地域医療関連啓発物資作成等業務

（２）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）予算上限額

金 2,466,000 円（消費税及び地方消費税の額 10%を含む。）

＜注＞ 上記予算額に下記の見積金額を計上すること。

ブース出展に伴う必要物品等の費用 110,000 円（税込）

（４）契約期間等

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（５）委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 企画提案書について

企画提案書は、「2 事業内容」に留意の上、A 4 サイズで次により作成すること。

（１）啓発・配布物資

出展イベントにおいて配布する物資について、県民が手に取りたくなるもので、啓発内容を理解できるものを提案すること。

物資については、1 種類以上提案すること。

（２）啓発リーフレット

啓発内容を理解でき、分かりやすく、周りの信頼する人たちと話し合うきっかけ作りにつながるものを提案すること。

リーフレットについては、1 種類提案すること。

4 委託事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

（１）仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること

（２）業務執行体制が万全で、期日を遵守し、迅速かつ正確に業務を履行することができる能力を有する者であること。

5 委託事業者選定方法

- (1) 5の委託業者選定方針に合致する者を選定するため、プロポーザルを実施する。
- (2) プロポーザルにより、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を委託事業者として選定する。
- (3) プロポーザルは参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき審査会において書類審査のうえ総合的に評価し、決定する。
- (4) プロポーザルの結果については、各参加事業者に書面にて通知する。

6 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (4) 国税、県税（県内事業者のみ）について未納のない者。

7 参加対象資格に係る提出書類

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。

※各様式のあて先は「和歌山県知事 宮崎 泉」とすること。

ア 提案者の概要書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 直近5ケ年における、同種の契約書の写し

エ 役員等に関する調書（様式3）

オ 法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

カ 法人にあつては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては住民票

キ 印鑑証明

ク 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）

ケ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）

- (2) 提出書類の留意事項

ア 正本1部を提出すること。＜持参・郵送＞

イ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・イベント）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより(1)のウからケまでの提出書類に代えることができる。

(3) 提出期限

令和7年7月17日(木) 17:00 まで

8 プロポーザル説明会

プロポーザルの実施に当たり、プロポーザル参加を希望する事業者向けに説明会を開催するので参加申込書(様式4)を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

なお、当該説明会に出席しない事業者は、プロポーザルに参加できない。

(1) 開催日時：令和7年6月23日(月) 13:30 から

(2) 開催場所：和歌山県民文化会館 5階 501会議室

※都合により、時間及び場所を変更することがある。

(3) 申込期限：令和7年6月19日(木) 17:00 まで

9 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書(様式5)を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票(様式6)を提出すること。〈メール・FAX〉

なお、参加表明書及び質問票の提出期限は、令和7年6月24日(火) 17:00 までとする。

10 プロポーザル提案書等の提出

(1) プロポーザル参加者は、「企画提案書(様式任意)」を 7部提出すること。〈持参・郵送・宅配〉

(2) 見積書(様式任意 ※少なくとも次のア～ウの事項を明記すること。) (1部)

ア 一式計上は認めない。

企画・デザイン・物品購入費等の明細を記載すること。

イ あて先「和歌山県知事 宮崎 泉」

ウ 消費税及び地方消費税10%を含んだ金額を記載すること。

※ 見積額が、上記2(3)の予算上限額を超えた場合は失格とする。

(3) 企画提案書・見積書提出期限：令和7年7月17日(木) 17:00 まで

11 審査方法

(1) 企画案の審査は、別途設置する審査会において行う。

(2) 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。ただし、同点の場合は、見積額を参考に契約候補者を選定するものとする。

(3) プロポーザルの審査結果については、書面により審査終了後1週間程度で参加者全員に通知する。

12 その他特記事項

(1) 一度提出した書類及び提案書は返却しない。

(2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出物に虚偽があった場合は、企画書の審査対象から外れるものとなること。

- (4) 業務上発生する未確認事項については、別途和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課と協議すること。

13 各関係書類提出場所

和歌山県庁福祉保健部 福祉保健政策局 医務課 地域医療班（県庁北別館 5 階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電 話： 073-441-2604

F A X： 073-424-0425

E-mail： hatamoto_m0001@pref.wakayama.lg.jp

担 当： 畑本、藏光

14 スケジュール 再掲

- (1) プロポーザル説明会及び参加申し込み

【申 込 期 限】 令和 7 年 6 月 19 日（木） 17:00 まで

【説明会日時】 令和 7 年 6 月 23 日（月） 13:30～

【場 所】 和歌山県民文化会館 5 階 501 会議室

- (2) プロポーザル参加表明書及び質問票

【提 出 期 限】 令和 7 年 6 月 24 日（火） 17:00 まで

- (3) プロポーザル提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類

【提 出 期 限】 令和 7 年 7 月 17 日（木） 17:00 まで

- (4) プロポーザル審査・決定通知

【決 定 通 知】 提案書提出期間後 1 週間程度